

令和3年度（第3回）白銀NT自治会 役員会議題

- ・日時：2022年1月22日（土） 19:00～20:20
- ・場所：西集会所
- ・出席者：12名

A. 報告・連絡事項

1. 会長席より → 特になし

2. 各委員会より

● 総務委員会（坂手）

① 新班長説明会について⇒配布資料に基づき説明

[配布資料1：「班長説明会・役員選出に当たりの仕事分担」案]

[配布資料2：「新班長説明会Ⅰ【会長席、各委員会所属決めレアウト】、新班長説明会Ⅱ【会長、各委員会長決めレアウト】]

[配布資料3：「令和4年度各委員会人員割当て（案）」]

● 会計委員会（竹澤）

① 令和3年度月次予算実績表⇒配布資料に基づき説明

[配布資料4：2021年度月次収支報告書]

● 環境美化・地区計画運営委員会（佐竹）→ なし

● 共用施設管理委員会（佐々木）→ なし

● 広報委員会（柏葉）

① 「白銀新聞第86号—2021年度 一年を振り返って—」：原稿作成依頼（2月下旬提出期限）

● 防犯・交通委員会（斉藤）→ なし

● 防災委員会（稲村）

① 白銀地区内防火水槽(5か所)及び消火栓(16か所)の標識及び蓋等点検：2月5日（土）予定

● 住民・地域交流委員会（小田部）→ なし

● 自主防災組織（川井田）→ なし

● 防火管理者（川井田）→ なし

● 統括管理人（防犯灯関係担当）→ なし

B. 検討・議決事項

1. 会長席より

① 融雪剤及び散粒器の購入について（2件要望あり）

白銀ニュータウンとしては4年ぶりとなる1月6日（木）の降雪により路面が凍結して除雪作業が、高齢者ということもあり非常に大変であり今後自治会から融雪剤の配布等を検討してほしいとの要望があったための検討事項として提案する。

⇒自治会としては、要望に見合った融雪剤の準備（試算でも積雪の多い1冬で約800kg必要）する場所もなく各戸で準備することが妥当である。また、融雪剤は万能ではないので最終的には各戸で除雪等の対応をお願いしたい。

② 第31回定期総会（第4号議案）令和4年度 事業計画（案）のうち、重点施策項目追加の件「重点施策」に下記の1項目を追加する。[配布資料5：「白銀小学校区まちづくり協議会」の事業継承団体への移行に関わる現状と重点施策としての提案について]

【案】

6. 「白銀小学校区まちづくり協議会」の事業継承団体へ参加する件

「白銀小学校区地域まちづくり協議会」（以下、「まち協」と記す。）の活動は白銀ニュータウンを含む白銀小学校区の地域環境の保全や、地域の生活環境向上に貢献している。「まち協」はまた、近隣自治会・町内会の交流手段を担っている。

「佐倉市市民協働の推進に関する条例」の改正に伴い、現「まち協」としての事業実施は令和４年度まで、とされた。令和５年度以降も事業継続の場合は令和４年７月１０日までに「地域まちづくり事業団体」へ切替え申請の手続きをしなければならない状況にある。事業の継承形態については「まち協」でなお議論中であるが、「まち協」が令和５年度以降の事業継承団体へ移行後も、これまでの実績を踏まえ、白銀ニュータウン自治会は新組織へ参加を継続する方針とする。

（【案】 以上）

上記の「6.」は定期総会議案書に従来とは大きく異なる「新しい事項」の記載にあてはまるため、議案書に上程するに当たっては班長会の了解を得たい。

⇒本件、単独議案として提案することとする。

2. 各委員会より

● 総務委員会

（１）佐倉白銀ニュータウン班長選任に関する規約《細則》の改正（案）

第１条（目的）

この規約は、佐倉白銀ニュータウン自治会会則（以下「会則」という。）第８条第３項の規定による班長選任の例外等に関し必要な事項を定め、自治会活動の適正かつ公正な運営を図ることを目的とする。

【訂正理由】

摘要項目の誤記

（誤）会則 第８条２項・・・班長会の決議は、過半数の班長が出席した班長会・・・・（略）

（正）会則 第８条３項・・・班長は、各班より１名を選出し、総会で承認を受ける。

第２条（班長選任の例外）

（１） 高齢者（７５歳以上）だけの世帯で、班長の職務又は役員への就任を引き受けることが困難な場合

（２） 自宅において要介護者の介護をしている世帯で、家族構成等の理由で班長の職務又は役員への就任を引き受けることが困難な場合

【訂正理由】

第３条に記載する班長選任にかかる負担軽減措置は、班長免除だけではなく役員への就任免除の方法もある。このため、負担軽減措置の内容を追記する。

第３条（負担軽減措置）

（２）会則第１１条に定める役員への就任の免除

【訂正理由】

摘要項目の誤記

（誤）会則第８条３項・・・班長の選出項目

（正）会則第１１条・・・役員の選出項目

附則（１）本規約は令和４年４月 日より施行する。
⇒第 31 回定期総会議案書に上程することです承された。

（２）第 31 回定期総会開催方法について

昨年度は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から「極力委任状の提出とする」こと
といたしましたが、令和３年４月 24 日開催の第 30 回定期総会にて自治会会則第 6 条の改正
が承認され、定期総会が何らかの理由により開催できない場合は「書面決議」を以て定期総会
開催に替えることができるようになった。

現在の新型コロナウイルスの感染状況を勘案し、その感染リスクを避けるために定期総会が
開催できない場合と判断し「書面決議」とすることを班長会に諮りたい。

⇒書面決議で対応することを班長会に上程することです承された。

- 会計委員会 → なし
- 環境美化・地区計画運営委員会 → なし
- 共用施管理委員会 → なし
- 広報委員会 → なし
- 防犯・交通委員会 → なし
- 防災委員会 → なし
- 住民・地域交流委員会 → なし
- 自主防災組織 → なし

C. その他

.

・第 4 回 役員会：2 月 26 日（土） 19：00～

(班長説明会・役員選出に当たっての仕事分担) 案

【会長席及び各委員長並びに総務委員会全員の出席依頼】

1 全体の司会進行 (坂手総務委員長)

2 くじの準備と当日の配布 (松永委員)(伊藤委員)(椎貝委員)(花田委員)

- ① 会長席、委員会所属決めのくじ作成 → 丁目ごとに分けて封筒に入れる 4 袋
- ② 役員決めのくじ作成 → 委員会ごとに分けて封筒に入れる 9 袋
- ③ 監査・議長団のくじ作成 → 1 袋
- ④ 新班長名簿準備 15 部 (総務委員用 5 部+会長席・各委員会用 9 部+監査・議長団)

結果の記入用紙準備:

必要項目 (委員会・役職・班番号・住所・氏名 [フリガナ]・携帯電話番号・メールアドレス)

(役員免除者がわかるもの。[2022 年度班長予定者 (班名順) 参照])

- ⑤ 進行に合わせて、①～④を各世話役に分配する。

3 受付 [出欠の確認: 午前及び午後] (花田委員、統括管理人)

4 委員会所属決めの世話役 ※ 丁目人数、くじの枚数、中身を確認してから開始 [2 月 20 日: 午前]

1 丁目	松永委員	(役員免除者 2 名への対応あり)	[10:00~10:30]
2 丁目	伊藤委員	(役員免除者 1 名への対応あり)	[10:30~10:50]
3 丁目	椎貝委員	(役員免除者 2 名への対応あり)	[10:50~11:30]
4 丁目	坂手委員長	(役員免除者 2 名への対応あり)	[11:30~12:00]

5 役員決めの世話役 ※ 所属委員会等人数、くじの枚数、中身を確認してから開始 [2 月 20 日: 午後]

総務委員会 : (坂手総務委員長)(松永委員)(伊藤委員)(椎貝委員)

会長及び各委員長 : 会長席、各委員会初めて全員が揃うタイミングでの顔合わせ等の世話役

- ① (原山会長、坂手総務委員長、竹澤会計委員長) [13:30~14:00]
- ② (柏葉広報委員長、稲村防災委員長、斉藤防犯・交通委員長) [14:00~14:30]
- ③ (佐竹環境美化・地区計画運営委員長、小田部住民・地域交流委員長、佐々木共用施設管理委員長) [14:30~15:00]

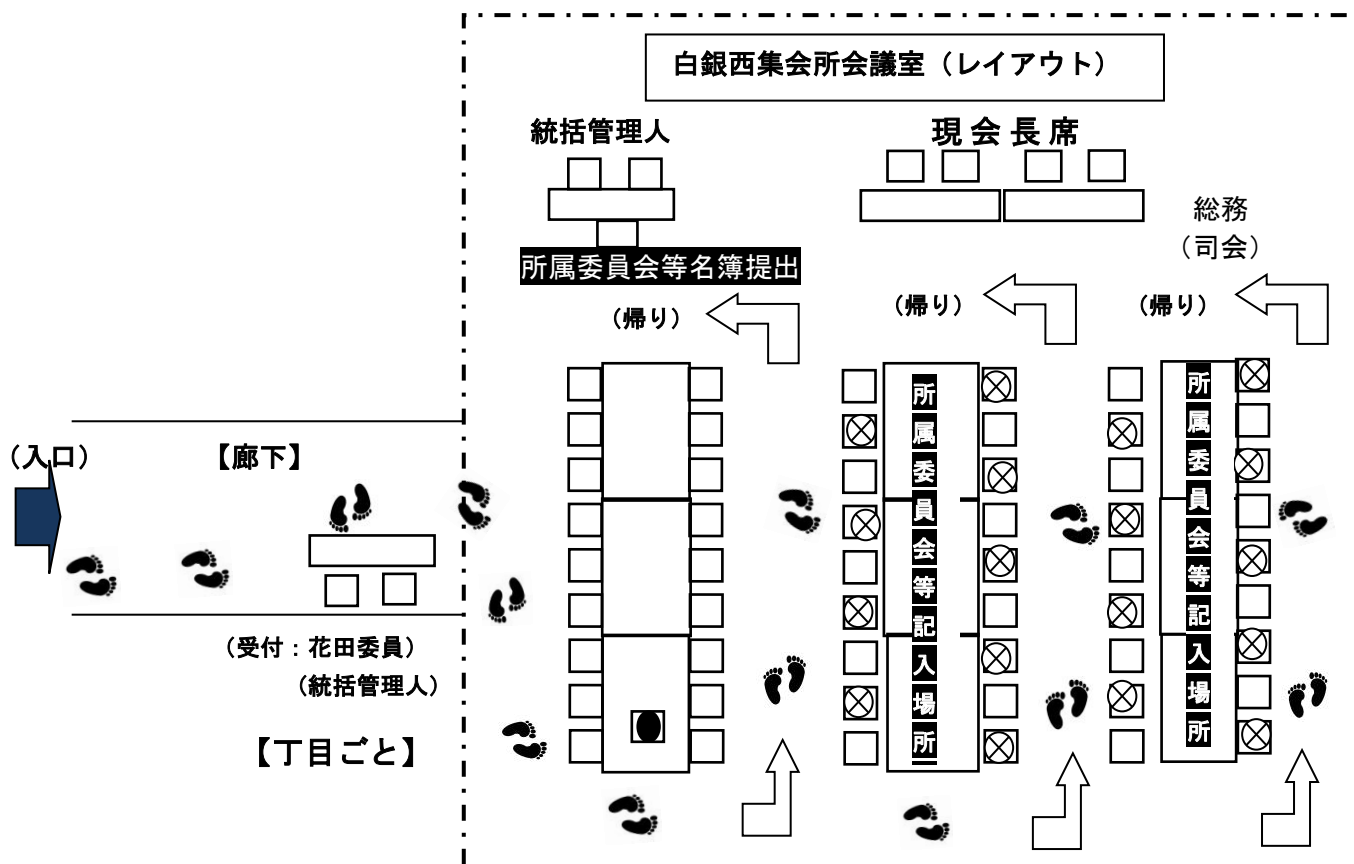
※ [総務委員配置箇所]: 松永委員⇒会長席、広報委員会、環境美化・地区計画運営委員会担当
伊藤委員⇒総務委員会、防災委員会、住民・地域交流委員会担当
椎貝委員⇒会計委員会、防犯・交通委員会、共用施設管理委員会担当

6 監査・議長団決め

候補者確認 (花田委員)(統括管理人)

くじ実施・結果記入 (") (統括管理人)

新班長説明会 I 【会長席、各委員会所属決めレイアウト】



会長席、各委員会所属決めスケジュール

【クジ引き及び所属委員会等決め】

1. 10:00～10:30 : 1丁目新班長 [松永委員]
2. 10:30～10:50 : 2丁目新班長 [伊藤委員]
3. 10:50～11:30 : 3丁目新班長 [椎貝委員]
4. 11:30～12:00 : 4丁目新班長 [坂手委員長]

□ : 椅子

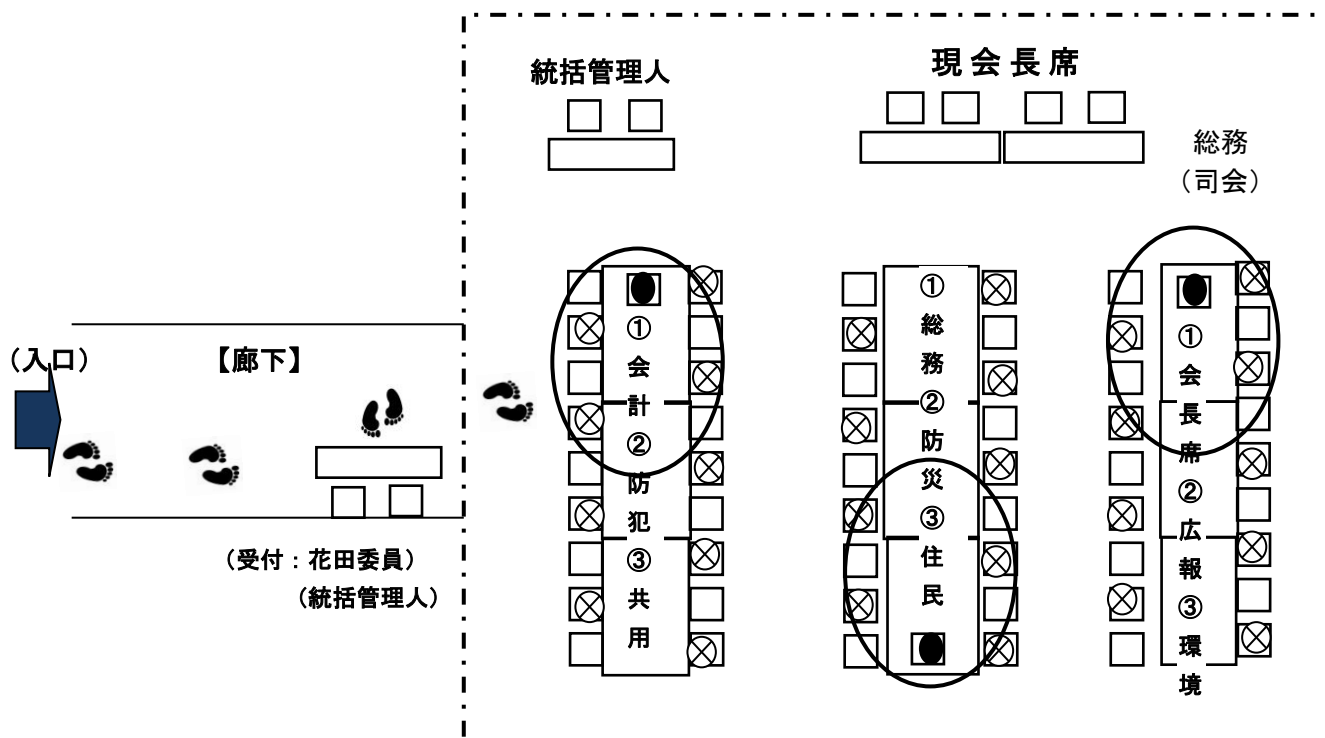
□ : 机

⊗ : 着席不可

● : クジ引き用箱

新班長説明会Ⅱ 【会長、各委員会長決めレイアウト】

白銀西集会所会議室（レイアウト）

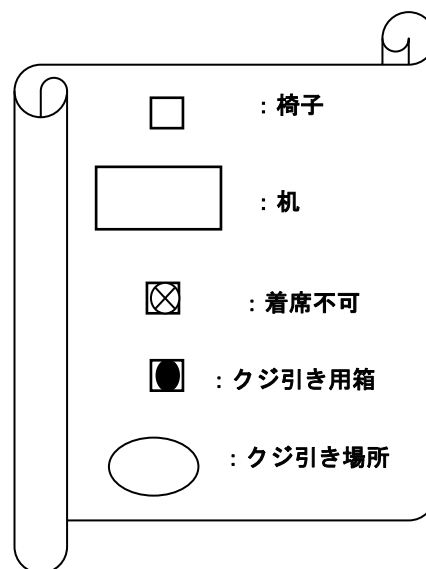


会長、各委員長等決めスケジュール

【くじ引き及び会長、委員長等決め】

現会長、各現委員長及び総務委員は確認・進行係

- ① 13:30～14:00：会長席・総務委員会・会計委員会
- ② 14:00～14:30：広報委員会・防災委員会・防犯交通委員会
- ③ 14:30～15:00：環境美化地区計画運営委員会・住民地域
交流委員会・共用施設管理委員会
（上記と同時に会長等役員〔13名〕に決った方以外の
34名の方がくじを引いて議長1名・副議長1名・
書記2及び会計監査員2名を決める。）



令和 3 年度 各委員会人員割当て（実績）

		会長 席	総務	広報	環境 美化	防災	防犯・ 交通	住民・ 地域 交流	会計	共用 施設	計
丁目 別 人数	一丁目	1	1	3(1)	3(1)	1	1	2	1	2	15 (2)
	二丁目	1	1	1	1(1)	1	1	1	1	1	9 (1)
	三丁目	1	2	2	4(1)	2	2	2(1)	1	2	18 (2)
	四丁目	1	1	1	2(1)	1	2	1	1	1(1)	11 (2)
合計人数		4	5	7(1)	10(4)	5	6	6(1)	4	6(1)	53(7)
人数 内訳	会長・委員長	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9
	副会長・副委員長	3	0	0	0	0	0	0	1	0	4
	委員	0	4	6(1)	9(4)	4	5	5(1)	2	5(1)	40(7)

その他：総会議長団（議長 1、副議長 1、書記 2） 監査委員 2

令和 4 年度 各委員会人員割当て（案）

		会長 席	総務	広報	環境 美化	防災	防犯・ 交通	住民・ 地域 交流	会計	共用 施設	計
丁目 別 人数	一丁目	1	1	3(1)	3(1)	1	1	2	1	2	15 (2)
	二丁目	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9
	三丁目	1	2	2	4(2)	2	2	2	1	2	18 (2)
	四丁目	1	1	1	2(1)	1	2(1)	1	1	1	11 (2)
合計人数		4	5	7(1)	10(4)	5	6(1)	6	4	6	53(6)
人数 内訳	会長・委員長	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9
	副会長・副委員長	3	0	0	0	0	0	0	1	0	4
	委員	0	4	6(1)	9(4)	4	5(1)	5	2	5	40(6)

その他：総会議長団（議長 1、副議長 1、書記 2） 監査委員 2

2021年度 月次収支報告書

(1) 自治会費一般会計

		(単位: 円)													
	科 目	2021年度予算	2021年度決算	2021/4	2021/5	2021/6	2021/7	2021/8	2021/9	2021/10	2021/11	2021/12	2022/1	2022/2	2022/3
収入の部	自治会費	2,779,200	2,991,600			2,382,000	600,400	4,000	1,400	1,200	1,000	1,600			
	市委託金	120,000	120,000			120,000									
	市交付金	464,000	463,200				463,200								
	預金利息/その他	50	33					33							
	自治会関係 収入計	3,363,250	3,574,833	0	0	2,502,000	1,063,600	4,033	1,400	1,200	1,000	1,600	0	0	0
支出の部	総務費	450,000	15,344	12,338	0	0	1,503	0	0	0	1,503				0
	班長会等運営費		3,103	1,600							1,503				
	定期総会関係費		0												
	総務費/その他		12,241	10,738			1,503								
	環境美化費	150,000	108,588	0	0	40,130	12,514	0	0	40,430	5,064	10,450	0	0	0
	清掃活動費		45,194			40,130					5,064				
	環境美化費/その他		63,394				12,514			40,430		10,450			
	広報費	100,000	90,640	0	0	26,730	0	63,910	0	0	0	0	0	0	0
	しろがね新聞費用		90,640			26,730		63,910							
	広報費/その他		0												
	防犯交通費	50,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	防犯パトロール		0												
	防犯交通: その他		0												
	住民・地域交流費	400,000	0												
	備品費	80,000	0												
	事務費	800,000	442,197	56,586	39,461	75,333	48,037	40,445	34,976	72,171	38,316	36,872			0
	ポレ-機維持管理費		188,001	33,156	16,031	44,217	9,493	7,997	10,056	43,683	9,926	13,442			
	ポレ-機リース料		210,870	23,430	23,430	23,430	23,430	23,430	23,430	23,430	23,430	23,430			
	事務用品費		43,326			7,686	15,114	9,018	1,490	5,058	4,960				
	事務費/その他		0												
	雑費	30,000	1,590					550		440		600			
	自治会費収入金						216,000								
役員・班長活動費	250,000	0													
自主防災組織負担金	140,000	140,000				140,000									
自治会関係 支出計	2,450,000	798,359	68,924	39,461	142,193	418,054	104,905	34,976	113,041	44,883	47,922	0	0	0	0
収支計	913,250	2,776,474	-68,924	-39,461	2,359,807	645,546	-100,872	-33,576	-111,841	-43,883	-46,322	0	0	0	0

会長席より検討事項

「白銀小学校区まちづくり協議会」の事業継承団体へ移行 に関わる現状と重点施策としての提案について

令和4年1月15日

白銀ニュータウン自治会 自治会長席 原山将門

1 要旨

- 「白銀小学校区まちづくり協議会」（以下、「まち協」と記す）の事業認証団体としての期限は令和4年度までである
- 令和5年度以降も「まち協」の事業を継続するためには、佐倉市条例にしたがい、「事業継承団体」としての手続きを令和4年7月10日までに申請しなければならない
- 煮詰まっていない事項はあるが「まち協」のこれまでの活動実績と今後の近隣自治会・町内会との連携を踏まえ、「まち協」の後継団体となる「事業継承団体」に白銀ニュータウン自治会は引き続き参加することを「令和4年度 自治会 事業計画（案） 重点施策」の一つとして会長席から提案する

2 詳細説明

（ア）白銀小学校区地域まちづくり協議会（以下、「まち協」と記す）とは：

「まち協」は佐倉市「市民協働条例」に基づき、白銀小学校区の自治会、町内会、白銀小学校、白銀小学校 PTA など関連諸団体で構成、結成された組織である。平成20年度に設立された。

令和2年度時点の「まち協」の委員は57名、白銀 NT の委員は会長席4名を含む21名となっている。会長席4名（会長は協議会副会長席、副会長は協議会幹事席に任命）は毎年交代するが、他の白銀 NT の委員は継続して活動をしている。

「まち協」は「心豊かで生き生きと暮らすことのできる活力に満ちたまちづくりの実現」を目指して各種事業活動を行っている。「まち協」は「生活環境」「防犯防災」「広報」「独自事業（学習・文化、健康・スポーツ）」の4部会で構成されている。最も大きな活動は「生活環境部会」の「里山保全活動、利用事業」である。

（イ）現状：

令和元年7月に「市民協働条例」が改訂された。改正条例で令和4年度までは事業を継続する従来「まち協」を「みなし事業実施団体」として扱う特例があるため、現在の「まち協」は「みなし事業実施団体」として佐倉市より活動計画に対応する事

業費の補助申請を認められて活動している。

条例の改定内容はそれまでは自由だった「まち協」の活動内容が「佐倉市で示す 12 の基本方針と課題に沿った事業でなければならない」とされたこと、「構成団体の小学校区枠の撤廃」など、多岐にわたる。特に問題となった事項は「市から支給される事業交付金の扱いに見直された」ことである。

改正前までは事業費等の活動費は市からの交付金で全額まかなわれていた。交付金の使途は事業に関係するものであれば事実上制約がなかった。

しかし改正により、先述の基本方針に沿った事業の活動費は市から交付金が出るが、それに沿わない事業は市からの交付金対象から外されること、改正条例下で承認を受けた「地域まちづくり事業実施団体」の維持及び運営に関する経費は「市の事業補助金支給対象外」とされたこと、すなわち、団体運営費は構成会員から会費を徴収して充てる、と条例が改められた。

前者の影響として、これまで実施してきた事業のうち、「学習・文化、健康・スポーツ事業」が市による事業認定を却下された。以後、これらの活動は「まち協 独自事業」として継続することになった。

後者の影響として、「まち協」では「地域まちづくり事業実施団体」へ移行した場合、関連団体会員に組織の運営費をまかなうための会費を徴収する事態が発生することが最も重要な案件となった。

条例改正を受けて、一昨年度より「まち協」の会議で「まち協」の解散（事業の停止）か「地域まちづくり事業実施団体」へ再認可を受けて移行、存続（構成会員から会費を徴収して事業を継続）するか、「有志のボランティア組織」（市からの事業支援金支給対象外となる組織へ移行）として事業を厳選したうえで活動継続か、議論が重ねられてきた。

令和 2 年 3 月の「まち協」委員会において、事業継続の声が多数を占めたことから組織の在り方を含めた議論をさらに進めるとした矢先、コロナ禍による大人数の会議の自粛、活動の縮小で議論が滞ったまま、現在に至っている。

（ウ）課題と白銀 N T 自治会としての今後：

「まち協」が令和 5 年度以降も引き続き市の支援を受けて「地域まちづくり事業」を行う場合は期日までに「地域まちづくり事業実施団体」として切替え手続きをしなければならない。新制度移行手続きの期日は令和 4 年 7 月 10 日まで、である。しかし議論の停滞で「まち協」の事業を継承する「事業継承団体」の形態が定まっていなため、会則や運営費あり方など具体的な決定がなされていない。

現時点で、白銀 N T 自治会と隣接する自治会、町内会などの地域コミュニティ同士が横のつながりを有する組織は事実上「まち協」だけである。会費の発生を理由に安易に脱退することは、地域コミュニティ同士の連携にマイナスの作用をもたらす懸

念がある。慎重な判断をするべきである。

校区の制限が撤廃され、隣接する自治会・町内会との連携に改められたことは、従来は他地区だった千成自治会、長熊地区の町内会と一緒に事業をする道を開く可能性を作ったが、無制限に認められたわけではない。条例では、一つの自治会、町内会が所属することのできる「地域まちづくり事業団体」は一つに限られる条件（重複加入の禁止）があること、隣接していない地域からの加入は認められていない条件（「飛び地」加入の禁止）がある。白銀NT自治会が「地域まちづくり事業団体」に加入する時も上記の制限がかかる。

なお、「まち協」事務局より、「地域まちづくり事業団体」の枠組みは従来通り白銀小学校校区に属する地域を構成員とする組織とする構想が提案されている。そして、白銀NT自治会が引き続き「地域まちづくり事業実施団体」に参加することを「まち協」事務局より求められていることを付記する。

(エ) 最後に：

本案件は、白銀NT自治会として「まち協」の事業継承団体へ参加することを表明する時機にさしかかっている。第31回定期総会議案の「令和4年度 事業方針」のうち、事業継承団体へ継続参加する方針を示し、「重点施策」に盛り込むことを会長席として提案する。

ただし、事業継承団体の在り方については詳細が煮詰まっていない事項もある。班長会で議題としての提案を了承されても、総会議決時に会員から修正、もしくは承認保留、という意思表示をされる事態も想定される。

その場合は団体の詳細が分かり次第、令和4年度の班長会で改めて「事業継承団体」の参加について承認を受ける段取りを取らなければならない。

(以上)